

第1回 新居浜市子ども・子育て会議議事録概要

- 1 日 時 平成25年8月6日(火) 10:00～11:45
- 2 場 所 新居浜市役所2階 23会議室
- 3 出席者 岡部 淳委員、片山 紗織委員、山内 睦美委員、石川ヨシ子委員、
合田 幸広委員、神野 年夫委員、真鍋 曜委員、渡部 昭子委員、
三並 保委員、近藤直緒美委員、荒井 泰輔委員、星加 三枝委員、
高橋由紀子委員(以上名簿順)
(欠席者)岡野 弥生委員、永易 良樹委員
事務局:児童福祉課 神野部長 白石次長 尾崎主幹 藤田副課長
学校教育課 加藤課長
- 4 会議内容

【白石児童福祉課長】

みなさん こんにちは。私は、当会議事務局であります児童福祉課長の白石でございます。当会議の会長が選任されますまで、会の進行を務めさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、本日は大変ご多忙のところ「第1回新居浜市子ども・子育て会議」に、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、宮西小学校の岡野委員さん、神郷公民館の永易委員さんからは、他の用務のため出席できない旨、あらかじめ連絡がございましたので、ご報告いたします。

また、会議の公開につきましては、「新居浜市審議会等の公開に関する要綱第3条」により、原則公開することとなっており、当会議の状況を市民の皆さんへ明らかにし、会議運営の透明性向上のため、全面公開とさせていただきますことをご了承ください。

それでは、お手元配付の会次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。まず、開会に当たりまして、石川市長からご挨拶を申し上げます。

(1) 市長挨拶

皆さま方には、平素から市政の発展につきまして、格別の御協力と御支援をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

また、この度は、公私ともに大変ご多忙のなか、当会議の委員をお引き受けいただくとともに、「第1回新居浜市子ども・子育て会議」にご出席を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、子ども・子育て関連3法が昨年8月22日に公布され、消費税率引き上げによる財源を確保した上で、順調にいけば平成27年度から新制度がスタートすることとなっておりますが、新制度の詳細設計は、今現在、国の子ども・子育て会議において議論が進められている状況であり、詳細な内容が確定しない中で、地方の現場におきましては、国の動向に合わせ、事務を同時並行で進めていかなければならないことから、新制度への円滑な移行が自治体に課せられた重要な使命であると認識いたしております。

子ども・子育て支援新制度は、学校教育と保育を一元化し、幼児期における質の高いサービスを総合的に提供する仕組みをつくとともに、それぞれの地域の特性に応じた、さらなる子育て支援を推進していくことが主眼とされており、そのためには、子育てに関わる様々なお立場にある皆さま方からのご意見やご要望をお聞きしながら、新居浜市にとってより効果的な子育て支援策を講じることが必要であります。

従いまして、新制度を運用するにあたり、当会議は重要な役割を果たすものと位置付けられますことから、各委員の皆さまにおかれましては、それぞれのお立場において忌憚のない意見交換をしていただき、十分にご審議を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

本日は、どうかよろしくお願いいたします。

(2) 委嘱状交付

本来であれば、委員の皆様お一人お一人に対しまして、市長から委嘱状を手渡すべきところではありますが、時間の関係もございまして、簡略ではありますが、あらかじめ皆様のお席の方に委嘱状を配付することで、これに代えさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

なお、新居浜市子ども・子育て会議条例第4条の規定により、委員の任期は、平成25年8月1日から平成27年7月31日までの2年間となっております。

(3) 会議への諮問

当会議の設置目的につきましては、先に委員の皆様にお配りいたしております「新居浜市子ども・子育て会議条例」に規定しておりますように、子ども・子育て支援法第77条第1項及び第3項に基づく合議制の諮問機関として設置されたものであり、同法第61条において策定が義務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定に関することを諮問事項とさせていただきますこととし、皆様のお手元に諮問書の写しを配布させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

(4) 委員自己紹介

本日が初めての会合であり、ご出席の各委員の皆様には、初対面の方もおられると思いますので、恐れ入りますが自己紹介をお願いしたいと存じます。

自己紹介の順番につきましては、あらかじめ委員名簿をお配りいたしておりますので、名簿の順番に従いまして、岡部委員さんから順に自己紹介をお願いいたします。

— 名簿順に従い、各委員自己紹介 —

(5) 会長・副会長選出

子ども・子育て会議条例第5条におきまして、「会長及び副会長一人を置く」、また「委員の互選により定める」と規定されております。

どなたか会長・副会長の選出について、ご意見がございましたらお願いいたします。

— 委員の中から事務局一任の声あり —

事務局一任というご意見をいただきましたが、事務局から提案させていただいてよろしいでしょうか？

それでは、事務局から提案させていただきます。

会長には、新居浜市民生児童委員協議会の代表（主任児童委員部会長）であります渡部昭子委員さんに、また、副会長には、新居浜商工会議所の代表（産業振興部副部長）であります真鍋^{あきら} 曜委員さんをお願いをできたらと考えておりますが、ご承認をいただけましたら、拍手をお願いいたします。

— 承認の拍手あり —

ありがとうございました。

それでは渡部 昭子委員さんに会長を、真鍋^{あきら} 曜委員さんに副会長をお願いするというので、恐れ入りますが、お二方には前の席へ移動をお願いいたします。

それでは、ここからの議事の進行につきましては、会長へお願いしたいと思います。渡部会長、よろしくをお願いいたします。

【渡部会長】

ただいま、当会議の会長にご承認をいただきました渡部でございます。子ども・子育て支援新制度の施行という歴史的に大きな転換期を迎え、市民の立場から主体的な関わりを持つ、大変重要な役割を仰せつかりましたが、各委員の皆様方のご協力をいただきながら、会長として今後この会議を円滑に進めてま

いたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

【真鍋副会長】

商工会議所の真鍋でございます。子ども・子育ての現役世代ではありませんが、当会議の目的が達成されるよう、精一杯取り組んでまいりますので、ご協力をお願いします。

それでは、議事の方に移らせていただきます。

会長・副会長の選出まで進みましたので、会次第の6、事務局説明について、事務局からよろしくお願いいたします。

(6) 事務局説明

あらかじめ、当会議の資料を送付させていただきましたが、それらの資料について、簡単に説明をさせていただきます。

まず、「子ども・子育て支援新制度」についてです。

子ども・子育て支援新制度をめぐる動きとしては、資料に時系列でまとめてありますが、最近の動きでは7/26に第5回子ども・子育て会議が開催され、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）がほぼ確定した形となり、今後順次、子ども・子育て支援新制度の詳細設計に係る議論が進められていくものと思われれます。

新制度の目的と主な取り組みは、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供②待機児童を解消するための保育の量的拡大と確保③地域における子ども・子育て支援の充実の3点が挙げられます。

なお、新制度の財源としては、消費税を平成26年4月に8%、27年10月に10%へ引き上げるにより確保することとされています。

次に、「新居浜市の対応」についてです。

6月の定例市議会において、新居浜市子ども・子育て会議条例が可決され、8/1付けで同会議を設置し、本日の開催に至りました。

本年度の子ども・子育て会議については、本日を皮切りに国の動向をにらみながら、ある程度ニーズ調査結果がまとまる年内に1回と、次世代育成支援行動計画（後期計画）のとりまとめを行う年度末までに1回の計3回を予定しています。

今年度はニーズ調査を実施し、そのとりまとめを行い、来年度に調査結果を基礎資料とした「新居浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

また、計画策定と並行して、市内部においては、幼稚園との窓口統合に向けた実施体制を整備するとともに、新制度を運用するための管理システムを導入するなど、27年4月の制度施行に向けた準備を進めます。

次に、第5回子ども・子育て会議で提示された「子ども・子育て支援法に基づく

基本指針（案）」についてです。同会議で提示された基本方針（案）がほぼ最終形になるものと見込まれており、今後の具体的な制度設計における考え方の基本となるものですので、ポイントのみを確認しておきます。

2 ページから「子ども・子育て支援の意義に関する事項」が記載されていますが、ここでは子ども・子育て支援法の基本原則として、子どもは社会の希望であり、未来をつくる力である。その上で、子どもの育ちや子育てをめぐる状況の厳しさをしっかりと認識し、行政・家庭・学校・地域・職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が協働し、それぞれの役割を果たし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障できる社会を目指す必要があると位置付けています。4 ページの中ほどからは、「子どもの育ち及び子育てをめぐる環境」の問題として、保護者の就労の有無や状況に関わらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶たないと記載されています。

次に、「子どもの育ちに関する理念」として、6 ページに、一人一人がかけがえない個性ある存在として認められるとともに、子どもが自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが社会全体の責任であると記載され、その上で、「子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」においては、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、子ども・子育て支援を進める必要があるとしています。

8 ページからは、「社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割」として、父母その他の保護者、基礎自治体である市町村、事業主、それから地域及び社会全体のそれぞれの立場における基本的な取り組み姿勢が記載されています。

9 ページから 13 ページまでは、「教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項」として、市町村、国及び都道府県の間における相互連携及び協働のあり方について記載されています。

13 ページから 48 ページまでは、市町村及び都道府県が行う「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」について書かれており、これについては、来年度に作成予定の新居浜市子ども・子育て支援事業計画の作成時のポイントとして押さえておく必要があります。

49 ページには、「労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項」として、いわゆるワークライフバランスの推進に向けた方策が記載されています。

50 ページには、「その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項」として、地方版子ども・子育て会議の設置等について記載されています。

51 ページ以降には、さきほど申し上げました市町村子ども・子育て支援事業計画に係る記載事項等について、別表として掲載されており、以上が基本方針

(案)の概要となります。

基本指針(案)(抜粋)に引いてあるアンダーラインは、あくまでも事務局としてポイントと位置付けた部分ですので、各委員の皆様には、それぞれの立場や視点で読み込んでいただければと思います。

最後になりましたが、「国が提示するニーズ調査票のイメージと新居浜市のニーズ調査票(案)」についてです。

さきほどご説明いたしました新居浜市の対応の中にありましたように、当面市として取り組むべき内容は子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の実施です。

当該調査業務につきましては、先に入札を行い、ジェイエムシー株式会社と業務委託契約を行っております。この会社は、高知市にある会社ではありますが、これまでに新居浜市で国保や介護の各種調査業務での実績を有しており、信頼性は高いものと判断しています。

国からの調査票の最終案の提示がまだであるため、それを待っての調査実施となるため、実施はもう少し先になる予定ですが、現時点のものがほぼ最終形ということであり、また、全国で行われるニーズ調査を県レベル、国レベルにおいて集約する関係上、共通の設問項目があるため、ベースは国提示のものにはなりますが、それに独自項目を加えた形で、市の調査票(案)作成の考え方とサンプルを事前に各委員の皆様にご送付しておりますので、ご意見等がありましたら、このあとお願いしたいと思います。

長くなりましたが、以上で事務局からの説明を終わります。

(7) 質疑応答

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対し、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

【三並委員】現在の待機児童の状況、新制度移行に向けた施設整備の状況及び認定こども園の動きについて教えてもらいたい。

【事務局】過去においても、現在においても、新居浜市において待機児童の発生はありません。これは、待機児童がいないということは、新居浜市のいずれの園にも空きがないため、入所を待っている方がいないということであり、入りたい園に入れないというケースは待機児童とはなりません。待機児童に関して言えば、施設が足りないという問題だけではなく、児童を受け入れるための保育士が確保できないという問題もあるということをつけ加えておきます。

また、施設整備については、平成27年度までは従来の安心子ども基金を活用して、老朽施設の改築や改修、さらには認定こども園の

移行に向けた施設整備が行われています。これにより、平成27年4月の開設に向け、泉幼稚園が幼稚園型認定こども園の移行に向けた施設整備の準備を進めている状況です。

【片山委員】待機児童はいないということですが、自分の周りでは、保育園に預けることができなかつたので、仕事をあきらめたという話を耳にします。

【近藤委員】待機児童は発生していると思います。子育て広場の利用者で、保育園に入れなかつたから、認可外保育施設を利用しているという話はよく聞きます。

【三並委員】保育園の入所申請が出ていないからというのではなく、実際に保育園の利用を希望して、入れなかつた隠れ待機児童の数を把握した上で、今度の計画策定に反映させるというのが、新制度の考え方だと思うので、その点について配慮してもらいたい。

【高橋委員】育児休暇が1年間だったものを、保育園に入れないということで1年6か月に延長したケースというのは、隠れ待機児童ということになるのではないのでしょうか。

【合田委員】育児休業延長の状況については、ニーズ調査の設問項目に入っているため、この調査結果から、ある程度の数の推計はできると思われると思います。

【事務局】待機児童の解消というのは、新制度の目的の一つであるため、表面的ではなく、潜在的な待機児童の数を把握することは難しい面もありますが、計画策定時には配慮する必要があるものと考えています。

【神野委員】新制度における施設型給付の共通性についてお聞きしたい。

【事務局】具体的な施設給付の仕組みが確定しているわけではないため、考え方の説明しかできませんが、共通性というのは、従来、幼稚園は文部科学省から私学助成という形で、また保育園は厚生労働省から保育所運営費負担金という形で行われていたものを統合して、内閣府から給付が行われるという意味に理解しています。

【神野委員】施設型給付については、市が給付することになるが、その場合、市の財政状況によって、給付額に影響が出るということはないか？

【事務局】施設型給付がどのような基準で算定されるかわかりませんが、法定給付ということで、現在の保育所運営費負担金のように国1/2・県1/4・市1/4というような形になると思われるので、市の

財政状況による影響は受けないものと考えています。また、それによる新たな公費負担部分を消費税の引き上げで賄おうということだと理解しています。

【岡部委員】 現在の保育園は就労等による入所条件があり、その内容によって、入れたり、入れなかったりしている。自分も働いているが、正直言って、子どもが保育園に行ってくれると安心できるというのが本音だ。子育ての負担が大きい母親を少しでも救済できるような新制度になればよいと思っています。

【三並委員】 これまでの話を聞いていると、新制度になって、現在と何が変わるのかよくわからない。ニーズ調査の結果を踏まえてのことになると思うが、計画策定時には何をどう変えるのかをはっきりさせる必要があると思う。

【合田委員】 保育・教育については、施設面での対応には限界があるため、地域コミュニティの中での子育て支援という視点が大事だと思っており、事業計画策定においては、新居浜市独自の内容を盛り込んでもらいたい。

また、新制度については、すべての幼稚園・保育園が認定こども園に移行するような錯覚を市民に持たれていないかと危惧している。幼稚園も保育園も現在の形で残ることが認められており、その中で地域の子育て支援をどのように充実させるかということについての情報提供に配慮してもらいたい。

ほかはないようでしたら、そろそろ予定の時間も近づいてまいりましたので、このあたりで本日の会議を終了させていただければと思いますが、最後にこれだけは言っておきたい、言い忘れたという方がいらっしゃいましたら、ご発言をお願いします。

【真鍋委員】 今後のスケジュールで、12月に新制度管理システム導入とあるが、どういう内容か？また、ニーズ調査はどのような方法で、いつ頃実施するのか？

【事務局】 新制度管理システムについては、国においてシステムを構築し、その仕様に合わせたシステムをそれぞれの市で導入することとなっており、この財源は国費で賄われることとなっているが、今年度の予算措置が条件とされているため、内容や金額は確定しない状態であ

っても、12月補正予算において予算を確保する予定です。しかしながら、システム業者に確認したところ、国からの仕様提示は全くなく、今年度に予算を支出することはない状況であるとの回答でした。また、ニーズ調査は、就学前児童（0～6歳）がいる世帯を対象とし、市内を4ブロック（川西・川東・上部西・上部東）に分けた上で、統計学的に信頼のおける件数を算出し、2500件を無作為抽出し、9月下旬から10月上旬にかけて実施する予定です。市のニーズ調査票（案）については、国提示のものをベースに作成しましたが、修正や追加する点などがありましたら、今月中に事務局までご連絡ください。

【荒井委員】 病児・病後児保育事業を実施しているなかよし園ですが、看護師の確保ができないため、今月末をもって休止することとなりました。このため、市のニーズ調査項目の表記からなかよし園の部分は削除してもらえればと思います。

また、小児・救急など医療分野の問題は、市単位でどうこうできる問題ではなく、県単位での広域的な取り組みとしてとらえる必要があるため、この点について、ニーズ調査の設問項目として検討してもらえればと思います。

【事務局】 検討いたします。

今後、また何かお気づきのこと等がありましたら、事務局の方へご連絡をいただければと思います。

それでは、最後に事務局から何か連絡事項等がありましたらお願いします。

【事務局】 2点あります。

1点目は、市からの情報提供及び各委員からの質疑等による双方向による情報共有です。厚生労働省のホームページを見られた方はおわかりだと思いますが、国からの情報は膨大な量であり、市の担当者であっても、これらすべてを理解することは至難の業だと思いますし、現場としては、制度の具体的な部分が決定しないことには、身動きがとれません。このような状況で、委員の皆様をはじめ、市民の皆さんへどのような情報を発信すればよいかという点に非常に苦心しています。

とはいえ、できるだけわかりやすく情報提供を行っていかねば、平成27年4月の新制度施行時において混乱をきたしてはいけませんので、市のホームページをはじめとして、いろいろな機会を使って市からの情報提供をしていきたいと考えています。また、逆に、各委員の方から、ここが

わからない、もう少し詳しく知りたいという点がありましたら、随時、ご質問やご意見をいただくことにより、知りたい情報を提供できることにもつながりますので、ご協力をお願いいたします。さらに、それぞれの現場の状況を把握する上で、事務局から個別に訪問し、直接お話を伺わせていただくなどの方法も考えておりますので、よろしく申し上げます。

2点目は、会議開催の日程調整です。

本日の会は、残念ながらお二人の委員さんをご欠席でした。各委員の皆様は、お忙しい方ばかりなので、全員出席ということは難しいのかもわかりませんが、最大限日程を調整し、ご出席いただくことに配慮したいと思っています。できれば、会を開催する1か月前くらいに文書で日程調整のための調査を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

(8) 閉 会

それでは、これをもちまして、第1回新居浜市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。

最後までご協力いただきまして、ありがとうございました。

お疲れさまでした。

以 上